

○鹿児島県公衆浴場法施行条例

昭和44年7月1日

条例第24号

改正 平成15年3月25日条例第18号

令和3年3月26日条例第20号

鹿児島県公衆浴場法施行条例をここに公布する。

鹿児島県公衆浴場法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）第2条第3項及び第3条第2項の規定に基づき、公衆浴場の設置の場所の配置の基準及び浴場業を営む者（以下「営業者」という。）が公衆浴場について講じなければならない衛生及び風紀に必要な措置の基準について定めるものとする。

（平15条例18・一部改正）

(定義)

第2条 この条例において「一般公衆浴場」とは、温湯又は温泉を使用して、同時に多数人を入浴させる施設をいう。

2 この条例において「特殊公衆浴場」とは、次の各号に掲げる入浴施設をいう。

- (1) 温泉又は温湯を使用して、同時に多数人を入浴させる施設であつて、娯楽、休養等を享受させる附帯施設(延床面積99平方メートル以上のもの)を有するもの
- (2) 蒸気、熱気、砂等を使用して、同時に多数人を入浴させる施設
- (3) 個室を設け、温泉、温湯、蒸気、熱気等を使用して入浴させる施設
- (4) 前各号に規定する特殊公衆浴場及び一般公衆浴場と異なる形態の多数人を入浴させる施設

(配置の基準)

第3条 新たに設置しようとする一般公衆浴場の設置の場所は、既設の一般公衆浴場からの最短距離を市にあつては300メートル以上、町村にあつては400メートル以上保つようになければならない。ただし、知事が公衆衛生上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(措置の基準)

第4条 一般公衆浴場の営業者が講じなければならない法第3条第2項の条例で定める措置の基準（以下単に「措置の基準」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 出入口は、男女別に区画し、見やすい場所に男女の別を表示すること。
- (2) 番台は、男女各室とも十分監視できる位置に設けること。
- (3) 入浴者の衣類、履物その他の携行品を安全に保管する設備を設けること。
- (4) 脱衣室及び浴室は、男女別に設け、相互及び外部から見通せない界壁を設けること。
- (5) 出入口、脱衣室及び浴室には、適当な照明設備を設けること。
- (6) 脱衣室及び浴室の面積は、各々13平方メートル以上とすること。
- (7) 脱衣室及び浴室は、適当な換気及び採光に必要な窓又はこれに代わる設備を設けること。
- (8) 便所は、男女を区別し、防虫及び防臭の設備をすること。
- (9) 7歳以上の男女を混浴させないこと。
- (10) 浴槽は、常に十分な湯量を保ち、その温度は摂氏40度以上を保つものとし、温度計を備えること。
- (11) 洗い場には、浄水及び浄湯を常に利用できるような設備を適当数設けること。
- (12) 浴室には、適当数の洗いおけ及び腰かけを備えること。
- (13) 浴室、脱衣室及び便所並びに器具類は、毎日洗浄手入れをなし、かつ、毎月1回以上消毒を実施すること。
- (14) くし、タオル等は、清潔なものでなければ貸与しないこと。
- (15) 浴室及び当該浴室に係る設備は、規則で定める構造設備の基準を満たすこと。
- (16) 浴室及び当該浴室に係る設備は、規則で定める衛生措置の基準を満たすこと。

(平15条例18・令3条例20・一部改正)

第5条 第2条第2項第1号に掲げる特殊公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、前条各号（第2号を除く。）に掲げるとおりとする。

2 第2条第2項第2号に掲げる特殊公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号（第2号及び第6号を除く。）に規定する措置をすること。
- (2) 各浴室の床面積は、10平方メートル以上とし、浴槽、シャワー等の設備を設けること。
- (3) 浴室の放熱パイプは、直接身体に接触させない構造とすること。
- (4) サウナ室又はサウナ設備（蒸気又は熱気を使用して入浴するための室又は設備をいう。）の使用中は、常に入浴者の安全に注意すること。

3 第2条第2項第3号に掲げる特殊公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 前条第5号、第7号及び第12号から第16号まで並びに前項第3号及び第4号に規定する措置を講ずること。
- (2) 個室の床面積は、5平方メートル以上とし、浴室と脱衣室に区分すること。
- (3) 浴室には、浴槽、シャワー等の設備を設け、浴槽水（浴槽内の湯水をいう。）は使用のたびに置き替えること。
- (4) 従業員に風紀を乱すおそれのある行為をさせないこと。
- (5) 個室に風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真、物品等掲げ、又は置かないこと。

4 第2条第2項第4号に掲げる特殊公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、前条各号（第2号及び第6号を除く。）に掲げるとおりとする。

（平15条例18・令3条例20・一部改正）

（浴室等の衛生措置の基準）

第6条 知事は、公衆衛生及び風紀上支障がないと認めるときは、前2条に規定する措置の基準の一部を緩和することができる。

附 則

- 1 この条例は、昭和44年8月1日から施行する。
- 2 公衆浴場法の衛生風紀措置の基準条例(昭和24年鹿児島県条例第7号)及び公衆浴場の設置場所の配置基準条例(昭和25年鹿児島県条例第36号)は、廃止する。

附 則（平成15年3月25日条例第18号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第4条に2号を加える改正規定（同条第16号に係る部分に限る。）は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の許可を受けて公衆浴場を営んでいる者については、改正後の鹿児島県公衆浴場法施行条例第4条第15号の規定は、この条例の施行の日から3年間は、適用しない。

附 則（令和3年3月26日条例第20号）

この条例は、令和3年7月1日から施行する。